

## Gマーク認定事業所に対する「中国運輸局・岡山運輸支局 安全性優良事業所表彰」申請について

岡山運輸支局

Gマーク認定事業所に対するインセンティブの一つとして、Gマークの認定を受け、安全対策等について顕著な功績が認められる事業所に対する表彰制度(中国運輸局長表彰、岡山運輸支局長表彰)が平成26年度に創設され、今年で7年目になります。

つきましては、本年度のGマーク認定事業所に対する「中国運輸局・岡山運輸支局表彰」申請の受付を下記のとおり行いますので、受賞希望の事業所におかれましては遺漏のないようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 受付期間

- ① 中国運輸局長表彰 令和2年6月1日(月)～6月30日(火)
- ② 岡山運輸支局長表彰 令和2年7月1日(水)～8月31日(月)

☆土・日・祝日は除く

☆岡山運輸支局長表彰の受賞を受けないと中国運輸局長表彰の対象となりません

- #### 2. 提出先
- 岡山市北区青江1-22-33  
岡山県トラック協会 担当：井内  
TEL：086-234-8211

#### 3. 表彰日

- ① 中国運輸局長表彰 令和2年10月上旬
- ② 岡山運輸支局長表彰 令和2年11月上旬

#### 4. 表彰基準

別紙：安全性優良事業所表彰規程（概要抜粋）参照

#### 5. 申請様式・表彰基準

岡山県トラック協会ホームページに掲載

<http://www.okayama-ta.or.jp>

- ①行政からのお知らせ 一覧 → ②2020/5/1 令和2年度安全性優良事業所表彰(中国運輸局長)・(岡山運輸支局長)

**安全性優良事業所表彰規程（概要抜粋）**

岡山運輸支局長表彰		中国運輸局長表彰
1. Gマークを連続して10年以上取得していること	→	1. Gマークを連続して10年以上取得していること <u>直近の認定での「総合評価点数が90点以上」又は「安全性に対する取組の積極性の評価が15点以上」</u> であること
2. 表彰日の直前3年間について、岡山運輸支局管内で、第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと (岡山県内の他の事業所を含む)	→	2. 表彰日の直前3年間について、中国運輸局管内で、第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと (中国運輸局管内の他の事業所を含む)
3. 表彰日の直前1年間について、岡山運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと (岡山県内の他の事業所を含む)	→	3. 表彰日の直前1年間について、中国運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと (中国運輸局管内の他の事業所を含む)
4. 運転者教育が定期的実施されていること ・交通事故防止会議 ・安全衛生委員会 (交通事故防止の内容が含まれているものに限る) ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関する品質管理活動 ・小グループ安全活動 ・交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など	→	4. 左記運転者教育が年間計画表やカリキュラムを作成し2ヶ月に1回程度実施していると同時に、会社独自の取組として、ISO(9000もしくは39000シリーズ)運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準以上の運転者教育が実施されている事業所であること
5. デジタル式運行記録計又はドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること (配置車両の90%以上に装着)	→	5. デジタル式運行記録計又はドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること (配置車両の全車両に装着)
6. Gマーク認定を受けたことにより荷主からの評価若しくは安定的な経営を確した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること	→	6. Gマーク認定を受けたことにより輸送の安全確保について荷主から表彰・感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所であること又はGマーク事業の活動を通じて交通事故の防止に努めている若しくはGマーク事業に係る活動を積極的に行っている事業所であり、結果、行政、外部機関、全ト協若しくは県ト協から、輸送の安全に関する表彰を受けている事業所であること
		7. 岡山運輸支局長表彰を受けていること